

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年8月2日(2018.8.2)

【公表番号】特表2016-533620(P2016-533620A)

【公表日】平成28年10月27日(2016.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2016-061

【出願番号】特願2016-524014(P2016-524014)

【国際特許分類】

H 01M 12/08 (2006.01)

H 01M 8/18 (2006.01)

【F I】

H 01M 12/08 A

H 01M 8/18

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年6月13日(2018.6.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0026

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0026】

好適には、前記1つ以上の破壊可能部は、当該電極板内に溝又は一連の小さな凹部を画定することによって形成される。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0037

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0037】

図3A、図3B、及び図3Cを参照すると、破壊可能部110Cと電極板100の他の部分との間の境界面は溝112を含む。一の実施形態では、溝112は、電極板100の面の軸法線に対して約30°の角をなす楔形形状である。図示されているように、溝112は電極板100の端部から0.5mmの位置で終端している。しかし、破壊可能部110Cが電極板100の試験後に容易に除去可能となるように、溝112は任意の適切な形状であって良いことに留意して欲しい。それに加えて、溝112は連続的なものとして図示されているが、その代わりに溝112は、たとえば一連の小さな凹部に置き換えられ得ることに留意して欲しい。たとえばポリマーのような材料中に破壊可能部を製造する様々な方法が、当技術分野において周知であり、かつ、本発明に適用可能である。